○農林水産省告示第七百五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年五月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月一日　第八号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益社団法人全国愛農会　三重県伊賀市別府六百九十番地の一

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

三重県伊賀市別府六百九十番地の一

○経済産業省告示第百二十四号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第四条の表第十五号の二及び第十七号の二の届出を要する場合の欄の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第六十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

「第十七号の二」を「第十七号の二の三」に改める。

附　則

この告示は公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百十七号

山形空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関一丁目一番三号

（注）空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、山形県が空港の設置者とみなされる。

二　空港の名称及び位置　山形空港　山形県東根市

三　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第四百五十三号を参照。）

ヘリプロン

面積　三万千三十平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十六年六月二十六日

○国土交通省告示第六百十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表徳之島ＶＯＲの項の次に次のように加える。

昇　同じ	竜上欄に	N 27° 26′ E 128° 43′ 鹿児島県大島郡和泊町	111.8	200	な	し	S R E	24時間	平成26年6月26日	昇竜ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表永良部ＶＯＲの項中「平成13年1月25日から供用再開」を「平成26年6月26日から平成26年9月17日まで供用休止」に、同表宮古島ＶＯＲの項中「117.5」を「113.45」に、「ＭＹＣ」を「ＭＪＣ」に改める。

第二項の表永良部タカンの項中「平成13年1月25日から供用再開」を「平成26年6月26日から平成26年9月17日まで供用休止」に、同表宮古島タカンの項中「1,209」を「1,042」に、「ＭＹＣ」を「ＭＪＣ」に改める。

第三項の表宮古ＩＬＳの項中「宮古空港及びその周辺」を「宮古空港内」に改め、「ニードルマーカー」

75	1							

」を削り、「平成11年12月18日から供用再開」を「平成26年6月26日から平成26年10月15日まで供用休止」に改める。

第四項の表徳之島ＤＭＥの項の次に次のように加える。

昇　同じ	竜上欄に	N 27° 26′ E 128° 43′ 鹿児島県大島郡和泊町	1,016	3	な	し	S R E	24時間	平成26年6月26日	昇竜ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十六年六月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第六百十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表Ｂ462の項2中「真方位219° 43′ 及び209° 43′」を「真方位219° 41′ 及び209° 41′」に、「真方位304° 43′ 及び124° 43′」を「真方位304° 41′ 及び124° 41′」に改める。

別表Ｇ581の項4中「真方位256° 24′ 及び246° 24′」を「真方位256° 54′ 及び246° 54′」に、「真方位24° 20′ 及び34° 20′」を「真方位24° 04′ 及び34° 04′」に改め、同項5中「真方位239° 55′ 及び229° 55′」を「真方位240° 11′ 及び230° 11′」に改める。

別表Ｒ595の項2中「真方位282° 16′ 及び272° 16′」を「真方位282° 50′ 及び272° 50′」に改め、同項3中「真方位112° 37′ 及び122° 37′」を「真方位111° 53′ 及び121° 53′」に、「真方位27° 37′ 及び207° 37′」を「真方位26° 53′ 及び206° 53′」に改め、同項4中「真方位87° 37′ 及び147° 37′」を「真方位86° 53′ 及び146° 53′」に、「真方位27° 37′ 及び207° 37′」を「真方位26° 53′ 及び206° 53′」に改める。

別表Ｖ90の項ロを同項ハとし、同項イの次に次のように加える。

ロ　N24° 36′ E 124° 48′ の地点

別表Ｖ91の項1ロを同項1ハとし、同項1イの次に次のように加える。

ロ　N25° 31′ E 126° 30′ の地点

別表Ｖ91の項2中「真方位241° 05′ 及び231° 05′」を「真方位241° 41′ 及び230° 56′」に、「真方位51° 05′ 及び61° 05′」を「真方位50° 40′ 及び60° 40′」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年六月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第六百二十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

表先島進入管制区の項1イ中「宮古島ＶＯＲＴＡＣ（N24° 47′ E125° 18′）」を「N24° 47′ 10″ E125° 18′ 04″の地点」に、「同ＶＯＲＴＡＣ」を「N24° 47′ 10″ E125° 18′ 04″の地点」に改め、同項1ロ中「宮古島ＶＯＲＴＡＣ」を「N24° 47′ 10″ E125° 18′ 04″の地点」に、「同ＶＯＲＴＡＣ」を「N24° 47′ 10″ E125° 18′ 04″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年六月二十六日から施行する。